

期日前投票・不在者投票のご案内

期日前投票

投票日当日に次の理由などで投票所へ行けない場合は、
期日前投票を利用できます。

理由例

- ①仕事や旅行の予定がある
- ②入院や出産などの予定があるため、外出ができない
- ③天災・悪天候で投票所に行けない



事前に入場整理券の裏面に必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。



投票所	投票期間
区役所本庁舎2階	7月4日(金)～19日(土) 午前8時30分～午後8時
特別出張所	7月13日(日)～19日(土) 午前8時30分～午後8時

※期日前投票は、入場整理券に記載された投票区にかかわらず、区役所本庁舎や区内全ての特別出張所で投票できます

ほかの市区町村での不在者投票

仕事や帰省などで投票日当日か期日前投票期間に投票所へ行けない方は、滞在地（出張先・帰省先など）で投票することができます。以下の方法で投票用紙を請求してください。詳細は区HPをご覧ください。



- ①入場整理券か不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入し、問合先へ直接持参か郵送（マイナンバーカードをお持ちの方は、電子申請ができます）
- ②選挙管理委員会が7月3日以降に投票用紙を郵送
- ③7月4～19日に滞在地の選挙管理委員会で投票

※投票場所や時間などは、滞在地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください

指定施設（病院、老人ホームなど）での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができます。各施設の担当者へお尋ねください。



郵便等による不在者投票

以下の障害の身体障害者手帳をお持ちか要介護5の方が、自宅などで投票できる制度です。この制度を利用するためには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

郵便等による不在者投票ができる方は、次のいずれかの条件に該当し、自書できる方に限られます。

身体障害者手帳をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・両下肢、体幹、移動機能の障害（いずれか1つが1級または2級） ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害（いずれか1つが1級または3級） ・免疫または肝臓の障害（1級から3級）
介護保険被保険者証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態区分が要介護5

●すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方

「投票用紙請求書」を郵送しますので、選挙管理委員会へ返送してください。**7月16日必着**。

●新たに「郵便等投票証明書」を希望する方

所定の要件の確認に時間がかかるため、至急お問い合わせください。

●代理記載制度

上記の郵便等投票の条件に該当し、身体障害者手帳に「上肢機能障害か視覚障害が1級」の記載がある場合は、自書できない方に限り、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理人が、投票の記載を行うことができます。

※ご不明な点は、お問い合わせください

誰もが投票しやすい投票所

体が不自由などで文字が書けない方は、投票所の係員が代理となり候補者氏名などを記載します。投票の秘密は固く守ります。

意思表示が困難な方などで、投票の際に投票所の係員によるお手伝いが必要な方は、区HPから「投票のお手伝いシート」を出し、事前に記入の上お持ちいただくとスムーズに投票できます。

また、投票所には点字で書かれた候補者氏名などの一覧表と点字器を備えていますので、点字による投票もできます。ご自身の点字器を使うこともできます。

全ての投票所に車椅子、点字器、老眼鏡、ルーペ、文鎮、投票用紙すべり止めシートなどを用意しています。投票所に段差がある場所には、スロープを設置しています。



開票日

日時 7月20日(日)午後9時から

会場 大森スポーツセンター

問合先

選挙管理委員会事務局

TEL 5744-1465 FAX 5744-1540

※自動音声での案内となります

